＜申請書類の取り扱い＞

入所の承認をしない理由が児童クラブの「定員を超えたため」のときは入所待機とします。入所の審査は毎月2回実施します。

＜入所要件の確認＞

必要書類の、就労証明書、在学証明書及び診断書は、4ヶ月以内に発行されたものを受け付けます。

■　入所承認の取り消しについて

入所児童又は保護者が次のいずれかに該当するときは、入所の承認を取り消します。

（1）対象児童が入所できる児童に該当しなくなったとき。
（2）対象児童が入所承認の制限のいずれかに該当するに至ったとき。
（3）育成料等を納入期限後3ヶ月滞納したとき。
（4）前年度3月31日現在、育成料ならびにおやつ代その他の経費を滞納したとき。
（5）虚偽の申請その他不正な行為により、入所が承認されたとき。
（6）継続した利用の実態が認められないとき。

■　育成料等について

児童クラブの利用に係る料金（以下、「育成料」という）は、次の通りです。

〔育成料・おやつ代（児童１人の月額）〕

学　年	育成料	おやつ代
1年	12，000円	1，900円
2年	11，000円	
3年	10，000円	
4年	9，000円	
5年	8，000円	
6年	7，000円	

月の16日に入所する児童のその月の育成料ならびにおやつ代の額は、当該育成料ならびにおやつ代の2分の1に相当する額になります。

育成料等は、クラブへの出席日数に関わらず、在籍している場合はご負担いただきます。

＜育成料等の徴収方法＞

育成料等は、申請された預金口座より、預金口座振替により納付していただきます。
ただし、口座登録手続きが完了していない場合は、払込票を送付しますので、コンビニエンスストアからのお支払いをお願いします。口座登録手続き完了後は、預金口座振替により納付していただきます。
※「預金口座振替依頼書」は入所決定後、入所決定書と一緒にご自宅へ郵送いたします。
　指定期日までにご提出をお願いいたします。

＜振替日＞

預金口座振替をする日（以下「振替日」という）は、毎月27日で、翌月分を引き落とします。
ただし、振替日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日になります。

＜育成料等の納付期限＞

育成料ならびにおやつ代その他の経費は、前月末日までに納付してください。

＜延長保育料＞

前述した開所時間のうち、午後6時～午後7時までの間は延長保育となります。
延長保育を利用するときは、児童1人につき1回300円となります。
延長保育料は、延長保育利用実績を毎月月末締めで集計し、翌月27日の育成料等口座振替に加算いたします。
延長保育利用実績の集計とご請求方法は、次の通りです。

① 毎月10日までに前月分の帰宅時間をコドモンの登降園履歴で確認してください。
帰宅時間が18:00以降となっている場合、延長保育利用としてカウントされます。
帰宅時間等について疑問がある場合は、必ず次月の10日まで（祝日等の関係で期日が早くなる場合があります。詳細は毎月メールにてお知らせいたします。）に在籍クラブ支援員に確認してください。
毎月11日、延長保育料が確定します。期日厳守でお願いいたします。

延長保育料 ＝ 帰宅時間が18:00以降となっている日数 × 300円 （児童1人につき）

② 毎月27日の育成料等口座振替に前月分の延長保育料が加算されて、引落しとなります。
退所された場合は、次月の27日に、退所月に利用された延長保育料が引き落としされますので、ご注意ください。

＜減免制度について＞

育成料については「茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則」に則り、茅ヶ崎市の減免制度があります。
詳細は**茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部 青少年課**でご確認ください。
電子申請ができますので、市のホームページを参照してください。
新入所の場合は申請が年2回あります。**在籍の方で6月まで決定が出ている方は、7月分から改めて申請が必要**です。申請時期については別途配布するお手紙にてご確認ください。

＜育成料等の不還付＞

既納していただいた育成料等及び延長保育料は、還付しません。
ただし、指定管理者が災害その他特別な理由があると認める時は、育成料の全部又は一部を還付する場合があります。

■ 変更の届け出について

入所申請および入所決定後に、住所、家族構成、保護者の就労状況等、入所申込書等の記載した事項に変更が発生したときは、速やかにオンライン申請にて必要な書類を提出してください。
申請方法は、〈付録2〉【各種申請マニュアル】P.43をご参照ください。

※入所後、育児休業（父・母問わず）を取得する場合は **育児休業に伴う入所・退所について**（P.11）をご確認ください。